

東京大学大学院総合文化研究科規則

昭和58年4月19日

評議会可決

沿革

(目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院総合文化研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めるもののほか、本研究科教育会議（以下「教育会議」という。）及び各専攻会議の議を経てこれを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

2 各専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

(教育プログラム)

第2条 本研究科において、学位の授与を目的として、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

- (1) 「人間の安全保障」プログラム
- (2) 欧州研究プログラム
- (3) グローバル共生プログラム
- (4) 多文化共生・統合人間学プログラム
- (5) 国際人材養成プログラム
- (6) 国際環境学プログラム

2 前項のほか、本研究科において、次の各号に定める教育プログラムを実施する。

- (1) 科学技術インタープリター養成プログラム
- (2) 日独共同大学院プログラム
- (3) 英語教育プログラム

3 前2項の教育プログラムの実施・運営に関し必要な事項は、別に定める。

(学期)

第2条の2 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

(修士課程の修了要件)

第3条 修士課程の修了要件は、学則第5条第1項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、特例として1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項のただし書の特例の適用に関し必要な事項は、別に定める。

(博士後期課程の修了要件)

第4条 博士後期課程の修了要件は、学則第6条第1項の定めるところによるものとし、本研究科で定めた所要科目を20単位以上修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年

(2) 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者 修士課程における在学期間を含めて3年

(3) 学則第16条第2項第7号及び第8号の規定により入学した者 1年

(特別審査)

第5条 教育会議は、前条のただし書の特例を審議するときは、次条の特別審査委員会を設け、その審査に当たるものとする。

2 前項の特別審査については、専攻長から教育会議に提議するものとする。

(特別審査委員会)

第6条 特別審査委員会は、本学学位規則第7条に定める審査委員会委員のほかに、研究科長の指名する必要な審査委員若干名を加えたものとする。

(教育課程)

第7条 授業科目及び単位数は、別表1及び別表2の定めるところによる。ただし、教育会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

2 授業科目の単位数は、講義については15時間、演習については30時間、実験又は実習については45時間の授業時間をもって1単位とする。

3 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第2条7項に定めるところにより、教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

(履修方法)

第8条 修士課程においては、指導教員の指示に従い、その所属する専攻の科目のうちから16単位以上を修得しなければならない。

2 前項の科目のほか、指導教員の承認を得て、他の専攻、第2条第1項に定める教育プログラム、他の研究科、教育部、学部及びグローバル教育センターの科目を履修し、修士課程の単位とすることができる。ただし、学部及びグローバル教育センターの科目は合わせて8単位を限度とする。

3 第2条第1項に定める教育プログラムを履修する者の履修方法は、別に定める。

第9条 博士後期課程においては、指導教員の指示に従い、その所属する専攻の科目の中から8単位以上を修得しなければならない。

2 前項の科目のほか、指導教員の承認を得て、他の専攻、第2条第1項(第2号を除く。)に定める教育プログラム、他の研究科、教育部及び医学部医学科の科目を履修し、博士後期課程の単位とすることができる。

3 修士課程において30単位を超えて履修した者は、指導教員の承認を得てその超過単位数の中8単位を限度として、博士後期課程の単位とすることができる。

4 第2条第1項(第2号を除く。)に定める教育プログラムを履修する者の履修方法は、別に定める。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第10条 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(履修科目届)

第11条 学生は、指導教員の指導を受けて、履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(受験届)

第12条 学生は、履修した科目について単位を修得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により受験届をしなければならない。

(試験)

第13条 試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、担当教員は、平常の成績又は小論文等をもって試験に代えることができる。

2 前項のほか、特に必要な場合は、教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第14条 学生は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に学位論文を研究科長に提出するものとする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文を提出した者についてこれを行う。

(学位の授与)

第16条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(学術)の学位を授与する。

2 前項の場合において、第2条第1項に定める教育プログラムを履修する者については、次の各号に定める学位を授与する。

(1) 第2条第1項第1号におけるプログラムを修了した者には、修士(国際貢献)の学

位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前2条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。

- (2) 第2条第1項第2号におけるプログラムを修了した者には、修士（欧州研究）の学位を授与する。
- (3) 第2条第1項第3号及び第5号におけるプログラムを修了した者には、修士（グローバル研究）の学位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前2条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。
- (4) 第2条第1項第4号におけるプログラムを修了した者には、修士（統合人間学）の学位を授与する。ただし、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文の審査に代えることができる。この場合において、前2条中「学位論文」とあるのは、「特定の課題についての研究の成果」と読み替えるものとする。
- (5) 第2条第1項第6号におけるプログラムを修了した者には、修士（環境科学）の学位を授与する。

第17条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士（学術）の学位を授与する。

2 前項の場合において、第2条第1項に定める教育プログラムを履修する者については、次の各号に定める学位を授与する。

- (1) 第2条第1項第1号におけるプログラムを修了した者には、博士（国際貢献）の学位を授与する。
- (2) 第2条第1項第3号及び第5号におけるプログラムを修了した者には、博士（グローバル研究）の学位を授与する。
- (3) 第2条第1項第4号におけるプログラムを修了した者には、博士（統合人間学）の学位を授与する。
- (4) 第2条第1項第6号におけるプログラムを修了した者には、博士（環境科学）の学位を授与する。

（専攻の変更）

第18条 専攻の変更は、1年以上在学し、かつ、特別の事情がある場合に限り、教育会議の議を経て許可することができる。

2 専攻を変更した者の変更後の専攻の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。

3 専攻を変更した者が変更前の専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第8条又は第9条に規定する単位に算入することができる。

（入学資格）

第19条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項（第8号を除く。）の定めるところによる。

2 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところ

による。

- 3 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(転入学及び転科)

第20条 学則第23条に定める転入学及び第24条に定める転科の受け入れについては、別に定める。

(再入学)

第21条 修士課程又は博士後期課程を途中で退学した者で当該専攻に再入学を志願するものについては、教育会議の議を経て、これを許可することができる。

- 2 再入学者の修業年限は、教育会議の議を経て、これを定める。
- 3 再入学者が退学前の専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第8条又は第9条に規定する単位に算入することができる。

(修士入学)

第22条 本学大学院において修士の学位を得た者で、更に修士課程に入学を志願する者の選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

- 2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を1年とすることができる。
- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第8条に規定する単位に算入することができる。

(博士入学)

第23条 本学大学院において博士の学位を得た者で、更に博士後期課程に入学を志願する者の選抜については、第22条第1項の規定を準用する。

- 2 前項により入学した者については、教育会議の議を経て、在学期間を2年とすることができる。
- 3 第1項により入学した者が前に在学した専攻において修得した単位は、指導教員の認定により、第9条に規定する単位に算入することができる。

(特別研究学生)

第24条 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、教育会議の議を経て、これを許可するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第25条 大学院研究生については、学則及び東京大学大学院研究生規則によるもののほか、その取扱いの細目については、本研究科において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和63年4月19日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
- 2 社会学研究科から本研究科へ移行した学生の在学年限及び休学期間は、当該学生が社会学研究科文化人類学専攻の修士課程又は第1種博士課程に入学したときから通算する。
- 3 社会学研究科から本研究科へ移行した学生の社会学研究科在学中に修得した単位は、本研究科文化人類学専攻において修得したものとみなす。
- 4 前2項及び学則に定めるもののほか、文化人類学専攻の社会学研究科から本研究科への移行に伴う経過措置については、委員会において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月19日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 理学系研究科相関理化学専攻及び科学史・科学基礎論専攻の本研究科への移行に伴い、本研究科へ移行した学生の在学年限及び休学期間は、当該学生が理学系研究科に入学したときから通算する。
- 3 前項の学生が理学系研究科在学中に修得した単位は、本研究科広域科学専攻において修得したものとみなす。
- 4 前2項及び学則に定めるもののほか、理学系研究科相関理化学専攻及び科学史・科学基礎論専攻の本研究科への移行に伴う経過措置については、委員会において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (抄)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年11月29日から施行し、改正後の東京大学大学院総合文化研究科規則の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表1](#) 修士課程及び博士後期課程科目表

[別表2（第2条第2項関係）](#) 教育プログラム科目表

沿革

東京大学大学院総合文化研究科規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

◆昭和58年04月19日 評議会可決

◇昭和60年04月05日

◇昭和62年04月01日

◇昭和62年04月21日

◇昭和63年04月01日

◇昭和63年04月19日

◇平成02年04月01日

◇平成03年04月01日

◇平成04年04月01日

◇平成05年04月01日

◇平成06年04月19日

◇平成07年04月01日

◇平成07年11月21日

◇平成08年04月01日

◇平成09年10月21日

◇平成12年04月01日

◇平成13年04月01日

◇平成13年07月10日

◇平成14年03月29日

◇平成15年04月01日

◇平成16年03月30日

◇平成16年03月31日

◇平成16年04月20日

◇平成17年03月17日

◇平成17年08月29日

◇平成18年01月30日
◇平成18年02月28日
◇平成19年02月20日
◇平成19年08月09日
◇平成20年02月19日
◇平成21年02月05日
◇平成22年03月08日
◇平成23年02月22日
◇平成24年02月21日
◇平成24年06月28日
◇平成24年09月11日
◇平成24年11月29日
◇平成25年02月19日
◇平成26年02月17日
◇平成27年02月17日
◇平成28年02月16日
◇平成28年06月23日
◇平成29年01月23日
◇平成30年02月28日
◇平成31年02月05日
◇令和02年02月13日
◇令和03年03月16日
◇令和04年03月07日
◇令和05年01月20日
◇令和05年11月16日
◇令和06年02月05日